

○ 作業安全指針

1. 指針作成の目的

- ・ 管理組合役員、Kプロ委員およびボランティアなどが、管理組合の調査・修繕・労務作業などを行う場合の安全性確保を目的とする。

2. 作業開始前の注意

- ・ 作業内容・作業日時・作業者を事前に管理組合理事長に連絡し承認を得る。
- ・ 居住者に何らかの影響が及ぶ可能性がある作業の場合、事前に作業内容を掲示する。

3. 行ってはいけない作業

- ・ 単独での作業
- ・ 脚立などを使用して高さ 1.0m を超える場所での作業
- ・ 屋上フェンス外での作業
- ・ 南北棟屋屋上での作業
- ・ 玄関屋上での作業
- ・ その他、転落・転倒の危険が予測される場所での作業
- ・ 両手が塞がった状態での、階段や脚立の昇り降り

4. 電動工具を使用する際の注意

- ・ 単独で電動工具を使用しない。
- ・ 脚立などの上で電動工具を使用しない。
- ・ 電動工具を使用する場合は軍手などの手袋を付けず、素手で行う。
- ・ 電動工具を使用する場合は巻き込まれにくい服装で行う。
- ・ 破片などが飛散した場合に備えて、ゴーグルまたは眼鏡をかける。
- ・ 電動工具を使用する前に、周りに人がいないことを確認する。
- ・ 電動工具を使い終わったら、すぐにプラグをコンセントから抜く。

5. 刃物類を使用する際の注意

- ・ 単独で刃物類を使用しない。
- ・ 脚立などの上で刃物類を使用しない。
- ・ 刃物類を使用する場合は軍手などの手袋を付ける。

6. 屋外作業での注意

- ・ 単独での作業は行わない。
- ・ 車両や通行人が通る場所での作業は、「見張り役」を立てる。

- ・ 炎天下での作業時間は 30 分以内とする。継続する場合は、日陰・屋内で 10 分以上休憩・水分補給を行ってから継続する。
- ・ 103号室（連絡員室）から109号室までの前庭で作業する場合は、事前に作業内容と時間を関係する住戸に通知すること。

7. その他

- ・ 1階電気室奥、A/B 階段下倉庫奥など、閉所で作業を行う場合はヘルメットを着用する。
- ・ 照明器具、LED 灯などを交換する場合は、電源が切れていることを確認してから作業を行う。
- ・ 電灯スイッチ、AC コンセントなどの交換は、電気工事士資格を持っている者が作業を行う。
- ・ 火災報知器などの消防設備は、消防設備士資格を持っている者が作業を行う
ただし、次の物品は無資格者にも交換作業などが許されている。
 - ① 消火器
 - ② 消火栓の表示
 - ③ 表示灯（電球）
 - ④ ヒューズ類、ネジ類
 - ⑤ 消防ホース、ノズル
 - ⑥ 消火栓箱、ホース格納箱の補修
- ・ 法令に違反したり、安全が確認できない作業は行わないこと。